

## 埼玉県県民活動総合センターの指定管理者について

### 1 指定管理者

公益財団法人いきいき埼玉

### 2 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

### 3 選定理由（随意指定）

#### (1) 施設の利用促進と効率的な運営が見込めること

指定管理者制度導入前に比べ大幅な利用者増を実現するとともに、利用料金及び受講料収入等の財源確保、コスト削減に継続的に努めてきていること。

また、自治体及び企業等との連携事業や営業活動などにより、更なる利用促進を目指していること。

#### (2) 効果的な事業展開が見込めること

各市町の市民活動サポートセンター等とのネットワークを活用し、NPO・ボランティア活動を支援できること。

また、高齢者の社会参加支援のノウハウを活かし、共助の担い手として活動に踏み出す高齢者の後押しを行うなど、県の重要施策である「アクティブシニアの活躍支援」に向けた事業の展開ができること。

### 4 事業計画概要

#### (1) 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

- ① 多様な県民活動の促進
- ② 県民の学びの充実
- ③ 利用者サービスの向上等による施設の利用促進
- ④ 財団ネットワークを活用した事業展開
- ⑤ 経営感覚を持った施設運営

#### (2) 事業の実施計画

- ① 多様な県民活動の促進
- ② 県民が愛着と誇りをもてる共助社会づくりの支援
- ③ 県民の学びの充実
- ④ 施設の利用促進

(3) 管理執行体制

所長、管理部長、事業部長、担当職員 34名 計 37名

(4) サービスを向上させるための方策

- ① 総合受付の充実
- ② 飲食提供サービスの充実
- ③ 交通利便性の向上
- ④ 空調設備の柔軟な運用
- ⑤ 類似施設等の情報収集
- ⑥ 職員の職務能力の向上

(5) 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

公益財団法人いきいき埼玉個人情報保護方針を始めとした各種規程を整備し、適切に対応します。

また、公益財団法人いきいき埼玉個人情報保護方針等は、当該財団のホームページに掲載しています。

(6) 危機管理に対する方針

- ① 危機管理体制の確立
- ② 危機等の種別に応じたマニュアルによる対応
- ③ 職員の危機管理に対する意識の啓発

(7) 施設の維持管理計画

施設・設備のそれぞれの劣化、機能低下の状況を考慮して平成31年度から平成35年度までの施設維持管理計画策定し、それに沿って計画的な修繕及び点検を実施する。

5 参考：施設の概要

(1) 所在地：伊奈町内宿台六丁目26番地

(2) 建築面積：12,335.06㎡

延床面積：23,314.12㎡

建物の構造：鉄筋コンクリート造り3階建（一部4階）

(3) 主な施設：小ホール、会議室、セミナー室、制作室、体育館、運動場、宿泊室、レストランなど